

第三〇回

参第一号

産業教育振興法の一部を改正する法律（案）

産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「全部又は一部」を「二分の一」に改め、同部分に次のように加える。

この項の規定による負担金を受けて整備された施設又は設備が、その後効用を失い、又は減じたことにより当該基準に達していないものとなつた場合において、再びこれを当該基準にまで高めようとするときも、また、同様とする。

第十九条第一項後段中「第十五条及び」を「第十五条第一項中「二分の一」とあるのは「全部又は一部」と、同条及び」に、「第十七条」を「第十五条第一項及び第十七条」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

## 理 由

産業教育のための実験実習の施設又は設備等の整備について、国の負担率を二分の一とし、かつ、その効用を失い、又は減じた施設又は設備の更新についても国が費用負担等を行うことを明らかにすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約三十五億円